

第23期第38回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和2年5月7日(木曜日) 13:30~15:03

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	山下元	第11番	近藤美喜男
第3番	藤田幸正	第12番	小野春雄
第4番	岩崎紀生	第13番	曾我部英敏
第5番	小野義尚	第14番	合田有良
第6番	寺尾俊行	第15番	池田辰夫
第7番	横井直次	第16番	伊藤慎吾
第8番	藤田健太郎	第17番	渡邊勝俊
第9番	矢野重明	第18番	松本勝美
第10番	藤田幸隆	第19番	山口三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	神野克史	第8番	宇野賀津美
第3番	岡部正明	第9番	田坂健次
第4番	村上壽一	第10番	眞鍋哲哉
第5番	高橋繁	第12番	守谷博明
第6番	井下八郎	第13番	飯尾象司
第7番	高橋眞次	第14番	西原實

(3) 欠席委員 4人

農業委員	第2番	石山敏夫
推進委員	第2番	岡田充
推進委員	第11番	寶田正司
推進委員	第15番	久枝啓一

3 会議に出席した事務局職員

事務局 長	藤 田 和 則	事務局 次長	近 藤 明 美
事務局 次長	菅 仁 司	農 政 係 長	谷 口 恭 子
主 任	篠 原 清 子	主 任	井 上 貴 清
臨 時 職 員	齊 藤 麻 里		

4 傍聴者

な し

5 議事日程

農地関係	農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係	新居浜市農業施策に関する意見書について

◇

13時30分開会

藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員18人、推進委員12人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしくお願ひします。

藤田会長

皆さん、こんにちは。新型コロナウイルス拡大防止のための自粛は続いておりますが、農業委員会は農地の関係、農政は市長に対しての意見書の中身についてもご協議をいただければなりませんので本日も短時間で審議を進めていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから第38回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第5号までとなっております。農政関係は「新居浜市農業施策に関する意見書について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において寺尾 俊行委員と横井 直次委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願ひいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。議案書目次を

お開きください。議案中、第1号から第4号は決議事項、第5号は意見事項となっております。

加えまして、報告事項1件、参考事項が1件ございます。

1ページをご覧ください。

議案第1号「農地の相続税納税猶予適格者証明について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

近藤事務局次長

議案第1号につきましては、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予適格者証明願で、第1番の1件でございます。2ページをご覧ください。

第1番、中萩町、田2筆、上原一丁目、畑1筆、計3筆、面積計1,726平方メートル、相続人は、上原一丁目在住、(1-1)さんです。被相続人は、御蔵町(1-2)さんです。証明内容といたしましては、続柄は長男、別居、相続開始年月日は、令和元年8月19日です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、1番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

はい、藤田(健)委員。

藤田(健)委員

農地について相続税、贈与税のパンフレットがあってもその内容、どれに値するのか分からないのでまた時間がある時に教えてください。

藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地の相続税納税猶予適格者証明について」を原案のとおり決定させていただきます。3ページをご覧ください。

議案第2号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

菅事務局次長

議案第2号につきましては、農業経営基盤強化促進法第1

8条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。
内容といたしましては、田14筆、畑1筆面積12,652
平方メートルでございます。

4ページをお開きください。

申請は、64番の(2-1)さんから70番の(2-2)さん
の7件でございます。

内訳といたしましては、期間、1年7カ月が1件、2年1
1カ月が2件、4年11カ月1件、5年間で2件、5年4カ
月が1件利用権の種類は、使用貸借で新規設定5件、再設定
が2件となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18
条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜
市の基本構想に適合するものであること及び全部耕作要件・
常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象
農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満た
しております。

ご審議の程よろしくお願い致します。

藤田会長

ありがとうございました。以上、64番から70番につい
て質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決
定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農用地利用
集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。
5ページをご覧ください。

議案第3号「農地の所有権移転について」を議題に供します。
事務局から議案の説明をお願いします。

菅事務局次長

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定に
よる農地の所有権移転で、第8番から第11番の4件でござ
います。6ページをお開きください。

第8番は、大生院字岸影、田1筆、面積925平方メート

ル、譲受人は西条市在住の（３－１）さんです。

譲受人は現在５反ほどの農地を家族で耕作しており、この度、経営規模拡大を目的に、譲渡人が県外在住で耕作が困難となっていた申請地について贈与を受けるため、農地法第３条申請が提出されたもので、作付けは水稻の栽培を予定しております。

第９番は、大生院字栗林、畑３筆、面積３，２３２平方メートル、譲受人は市内在住の（３－２）さんです。

譲受人は現在９反ほどの農地を耕作しており、この度、経営規模拡大を目的に、所有者死亡により耕作放棄地となっていた申請地を取得する目的で、農地法第３条申請が提出されたもので、許可後は果樹、季節野菜の耕作を予定しております。７ページをご覧ください。

第１０番は、船木字大久保、畑１筆、面積４４９平方メートル、譲受人は市内在住の（３－３）さんです。

譲受人は現在、約２．５反ほどの農地を家族で耕作しており、この度、経営規模拡大を目的に、住居に隣接する申請地について贈与を受けるため、農地法第３条申請が提出されたもので、許可後は季節野菜の栽培を予定しております。

第１１番は、萩生字旦ノ上、畑１筆、面積２８５平方メートル、譲受人は市内在住の（３－４）さんです。

譲受人は現在、約６．５反ほどの農地を家族で耕作しており、この度、経営規模拡大を目的に、所有する畑に隣接する申請地を取得する目的で、農地法第３条申請が提出されたもので、許可後は水稻、季節野菜の耕作を予定しております。

以上４件、いずれの案件につきましても、議案書及びお手元に配布させていただいております調査書に記載のとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明に

つきましては、8番及び9番については、地元委員であります渡邊 勝俊委員から、10番は宇野 賀津美委員から、11番は合田 有良委員からそれぞれ報告をいただきます。まず、渡邊委員お願いします。

渡邊委員

まず、8番ですが譲受人の(3-1)さんの住所は西条市となっておりますが、実家が大生院で田んぼのすぐ近くであります。(3-1)さんは対象となる田んぼを以前より水田で作付けしておりまして、地元の水利組合の清掃活動等にも参加しており問題ないと思われます。次の9番、大生院栗林の畑は相続されて以降、耕作放棄地になっておりましたが、現在は草も刈られておりいつでも耕作可能な状態になっておりまして、近所の方も(3-2)さんが耕作をしてくれるのなら大丈夫と評価されておりこれも問題ないと思われます。

**藤田会長
宇野委員**

ありがとうございました。次に宇野委員お願いします。10番ですけれども、(3-3)さんは今回譲り受けるところは家のすぐ裏に畑があり、現在、いつでも耕作してもいいような状態にはされています。他の農地につきましてもきれいに耕作されているので許可をしても問題ないと思えます。以上です。

**藤田会長
合田委員**

ありがとうございました。次に合田委員お願いします。(3-4)さんは昔から篤農家で知られており、非常に近隣のお世話もよくされておりました。現在はご高齢でありますけれども毎日畑に行っていると、そういう元気な方です。(3-4)さんがお持ちの畑が当該土地の近くにありますので、この土地を購入することにより自分の畑に進入するところの入口に当該土地がありますので、それを買うことによって元々あった畑が有効に活用できると、こういう状況になります。本人のこれまでの生業とかそういったものを見ますと全く問題ないものと思えます。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。以上、議案第3号8番から11番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。8ページをお開きください。

議案第4号「農地の賃貸借権設定について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

菅事務局次長

議案第4号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の賃借権設定で、第2番の1件でございます。9ページをお開きください。

第2番は、中西町、畑、2筆、面積2,483平方メートル、譲受人は(4-1)さんです。

譲受人は現在、13反ほどの農地で生薬栽培を行っており、今回、経営規模の拡大を図るため、申請地を借り入れる目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは生薬を予定しております。

なお、議案書及びお手元に配布させていただいております調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、地元委員であります眞鍋 哲哉委員から報告をいただきます。眞鍋委員お願いします。

眞鍋委員

申請地ですが現在は耕作はされていないのですが、いつでも耕作できる状態であります。薬草を耕作するということが非常に適した土地になっております。南、東とブロックに囲まれており、隣地との境界も明確ですので環境的には問題なく利用されると思います。許可をしても問題ないと思います。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。以上、議案第4号2番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の賃貸借権設定について」を原案のとおり決定させていただきます。10ページをお開きください。

議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

井上主任

議案第5号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は18件です。11ページをご覧ください。

65番、清住町、畑1筆、譲受人は、(5-1)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

66番、萩生字河ノ北、畑1筆、譲受人は、(5-2)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

67番、外山町、田1筆、譲受人は、(5-3)さん。

内容は、自己住宅92.33平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。12ページをお開きください。

68番、外山町、田1筆、譲受人は、(5-4)さん他1名。内容は、自己住宅122.14平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

69番、高田一丁目、畑2筆、譲受人は、(5-5)

さん。内容は、自己住宅67.07平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分

は、所有権移転です。

70番、久保田町一丁目、田1筆、譲受人は、(5-6)さん。内容は、自己住宅170.17平方メートル、一体利用地として、水路3.71平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。13ページをご覧ください。

71番、船木字高祖、畑1筆、譲受人は、(5-7)さん。内容は、露天資材置場・露天駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

72番、新須賀町一丁目、田1筆、譲受人は、(5-8)さん。内容は、建売住宅(2戸)97.70平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

73番、大生院字戸屋鼻、畑1筆、譲受人は、(5-9)さん他1名。内容は、自己住宅153.95平方メートル、一体利用地として、宅地103.07平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。14ページをお開きください。

74番、船木字長川、畑3筆、譲受人は、(5-10)さん。内容は、貸し露天資材置場・貸し露天駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

75番、船木字高祖、畑1筆、譲受人は、(5-11)さん。内容は、露天資材置場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

76番、阿島二丁目、畑2筆、譲受人は、(5-12)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転

です。15ページをご覧ください。

77番、船木字東国領、田1筆、譲受人は、(5-13)さん。内容は、露天車両置場、一体利用地として、宅地1, 608.35平方メートルおよび雑種地1, 130.00平方メートルがあり、農地区分は、昭和40年から41年にかけて土地改良事業である圃場事業が実施されたため第1種農地と判断されますが、既存の施設の拡張であり例外許可事由に該当し、区分は、所有権移転です。

78番、土橋一丁目、田1筆、譲受人は、(5-14)さん。内容は、自己住宅149.05平方メートル、一体利用地として、田266.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

79番、土橋一丁目、田1筆、譲受人は、(5-15)さん。内容は、宅地進入路14.05平方メートル、一体利用地として、宅地330.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。16ページをお開きください。

80番、坂井町三丁目、田1筆、譲受人は、(5-16)さん。内容は、事務所(1棟)296平方メートル、一体利用地として、水路38.61平方メートルがあり、農地区分は、申請地から概ね300m以内に新居浜駅が存在するため第3種農地であると判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、賃借権で期間は永年です。

81番、下泉町一丁目、畑1筆、譲受人は、(5-17)さん。内容は、建売住宅(2戸)86.94平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

82番、本郷一丁目、畑2筆、譲受人は、(5-18)

さん。内容は、貸し露天駐車場、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

以上18件、65番から82番のいずれの事案につきましても、申請書及び土地改良区の意見書等の添付資料によって転用行為が遂行される確実性などが認められることを、事務局よりご報告させていただきます。ご審議の程よろしくお願いします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、65番から82番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。はい、小野（春）委員。

小野（春）委員

今回、所有権移転の議案の中に太陽光発電が3件が出ているのですが、今までも沢山の太陽光の申請、今後とも太陽光の申請が出てくる可能性もあるかと思われるのですが、今日ご質問させてもらうのはお願い方々で、実は私の田んぼの近くでこの場で申請された場所なんですけど、それが4月の中旬頃から工事に入りまして4月の末にとりあえず完成したらしいです。それで、私が地元の農業委員ということで近隣の耕作者の方から相談があり、2メートル足らずの農道にこれだけ接近されて太陽光設備の角が出ていたらとても農機具、トラックなどが通れない、個人の農家の方からもこれは出すぎではないかというような意見が出ました。なので、農業委員会、太陽光発電の施工業者、土地改良区の理事長さんと現場検証していただきました。それで、結果としまして今日教えていただいたのですが、施工業者の方がどうもフェンスや太陽光の上の鏡面の角が出すぎていると気が付いたようで、邪魔にならないようにスペースをずらしてくれました。こういった地元の方の意見がなかったらそのまま完成し送電を開始してしまったら近隣の農家の方にかなりのご迷惑をおかけしてしまうという事になるんですよね。それで、お願いというのは、事務手続きの申

請を受けてから業者が工事を開始、完成しますよね。このどこかの段階で業者の方、農業委員会、土地改良区の関係者、近隣の代表者の方でいいのですが数名でこういう状況で何日から工事に入りますなどの説明会をお願いできないでしょうか。以上です。

井上主任

説明会までは農地法上で制限はできないと思うのですが、改良区の意見書とか、今回は境界の間違いということだったので大体は図面で判断できるものだと思いますので改良区の意見書までしか事務局の方では言えないと思うのですが。

小野（春）委員

私も今回の工事の審議の一人なのですが、それは地元の人がそういった要望を出さないと、工事が完成し発電設備が稼働した、そのようになったらものすごく大変な事になるんですよね。だから防止のもとにどこかでアクションをとってほしいということをお願いしているのですが。できませんか。

藤田会長

これは、農業委員会では受付ける所で事前に提出するまでの中で地元の改良区が意見書を作成するときにしていただくとか、農地法では絡まないのですが、地域の方の声とか地域の方で起こしてもらわないと、事務局でその前にできないのかと言われると、それは出来ないということになるかと思えます。はい、寺尾委員。

寺尾委員

許可書にあたっては改良区が現地立会なり、業者と現地を見たのでしょうかね。

小野（春）委員

そこまでの詳しいことは分からないのですが、理事長はちゃんと平面図とか設置の書類を貰っておいりましたね。

寺尾委員

実際、その図を見て分かるというのは難しいので私達は現地に行きます。行政書士が来て書類を書いて申請したらここではどうにもならないというのが今までの経験で分かるので、改良区そのものが最初のうちに、私達は水路から何メートル引けと、それがいけないのであれ

ば許可はしないと強い態度にでております。現地立会が大事かと思えますね。

藤田会長

寺尾委員が言うように、まずは地元で改良区あたりがしっかり注意してくださらないとなかなか厳しいと思います。一番最前線で防衛策をおこなってもらわないと、書類でここに上がってきたのにそれについて注意してほしいというのは非常に厳しいと思います。はい、合田委員。

合田委員

まさに、太陽光発電のパネルの設置についてはいろいろな問題があつて、小野（春）委員、寺尾委員も言われているのですが、私どものところでこういう問題が起きております。太陽光パネルを設置する、転用するときに境界立会が必要ですか、どうですかと、新居浜市では境界立会は必要ないというところもあるし、境界立会が必要だというところもあるし、ケースバイケースという場合もあるというように聞いております。業者にとっては、境界立会をしなければ地積だけで転用をして、売り買いして転用をしたら手数料がもの凄く安くなって工事もしやすいと、そういうメリットを考えて、できたら現地立会はしないようにしてもらったらどうですかとこういうお話があるわけですね。私ならやっぱり境界が明らかであっても現地で確認すべきだと思うのですが。新居浜市全体ではやっているところと、やっていないところと、やらなくてはいけないということもないと、そういう認識で業者はいるようなのですが、転用するときには図面が添付されて農業委員会に出てくるはずですからその時に境界立会をしていたら境界立会している方の印のついているものを持ってくると思うのですが、そのあたりの指導は農業委員会では転用申請が出たときにしないのですか。

藤田会長

以前に土地改良区協議会から行政書士など関係団体に対してこういったことをしてください。合田委員が言わ

れるようなことをして転用の申請をしてくださいというように、土地改良区協議会の中でいろいろ話した事であって法的には拘束力はないのですが、じゃないと出来ないのかと調査士の方から話があったりするので、あと境界が例えば片方がコンクリートで隣接があつて構築図があつて別段しなくてもいい、分かりにくい所はあとでトラブルにならないように上がってきたのですけど境界立会をしてくださいと、そうしないと全く許可をしないのかと、同意書を出さないのかと言われますが、同意書を出さないわけではない、お互いが話し合いをして同意をして異議を唱えませんと言うなら構わないと、調査士を入れますとその分だけお金がかかってきますから、その辺を節約するために土地代も安いいろんなことだというようなことがあるのですが、そういう時は、お互い当事者同士、隣接がそれで構わないというのであれば我々もそれ以上は言いません。だけれども、片方が難しい方というか問題が出てきそうな方に関してはやらないと後々困る、同意ももらえないでしょうというお話はします。現地立会をしていないと同意書には出せないというようなことは法的にはないのですが、土地改良区協議会ではそういった話をして関係団体には以前に文書を出しておるということはありますけどね。

合田委員

農地転用をする時には面積、どういう区画のものを転用しますという、そういう転用申請のときには図面も出てきますよね。その時に、皆が合意しているかどうかの確認は農業委員会では出来ないのでしょうかね。例えば司法書士や行政書士などがやっているのだから書類上で間違いがないというそういう前提を持って許可するんですよね。

井上主任

境界については、だいたい書類上、地積、測量図は全部付けてもらっている。

合田委員

専門家でも境界立会をした専門家と境界立会も地積

だけを出してくる専門家もいるわけです。対応が違う訳です。

藤田会長

農業委員会に上げる前に改良区へ上がってくるではないですか。その時に境界についてはチェックしていただかないと。

寺尾委員

周辺に影響を及ぼさないという条項があったと思うのですが、境界立会というのはそこに書いてなくても必要不可欠だと思うんですよ。境界立会が一番大事なことで、周辺に影響を及ぼさない、境界を何メートルか引いて影響を及ぼさないならいいですけど、境界線で擁壁なり取っているはずですよ。必然的に用地境界というのは後々もめると思います。

藤田会長

それと、太陽光パネルについては周辺にフェンスを擁壁までではなくてもフェンスはしなくてはいけないということがありますから、そこで幅いっぱいにしていくところは多少控えてするかと思います。

合田委員

フェンスというのは安全対策関連の対策でただ隣接した農地にとって草などはフェンスより外に出てくるわけですよ。それは誰が管理するのかと、周囲に迷惑をかける人は草刈りをするとはいいますよね。

藤田会長

そういうことについても地元の改良区が最初の意見書のときにそれを明記するじゃないですか。それだったら出せませんと言いますがね。

合田委員

隣接の方が迷惑を受けるわけですから、例え地積で転用しようがどうしようが境界立会はしなさいよという方針は出せないものなのですかね。どっちでもいいよというような曖昧な表現ではなくて、曖昧な表現だったら楽な方へ手数がかからない方へいくわけですよ。あその地域は境界立会はしていないけど、この地域は境界立会しなくてはいけないという新居浜市の中でも差があってはいけないと思うのですが。近藤委員いかがでしょうか。

近藤委員

これは、市内で変わるのではなくて新居浜市については家を建てる場合には建築指導課は土地改良区の申し入れを基に新居浜市の建築許可は境界立会は入りますよね。ただ、藤田会長が言ったように法律的にいうと西条の業者、松山の業者ということになると、建築指導課の方は力及ばずということで法律的に拘束力がないために境界立会をしたり、しなかったりするのはその違いなんですよ。改良区からはちゃんと申し入れはして新居浜市の建築指導課はそれに準じてやっているということになります。図面を添付しなさいというのも土地改良区からの昔の申し入れ事項、これを建築指導課の方は守ってくれているということなので、治外法権みたいところで西条の業者とか松山の業者が出てきた時に建築指導課は指導できない、西条、松山で建築許可が下りたものを新居浜の建築指導課は何も言えないというのが法律的に決められてない、向こうは法律を守っている状態に対して新居浜の建築指導課は異議を申し立てれないと言うのが法律的に満たしているということになりますね。だから、合田委員が言っているように新居浜市内で違う通りになって、業者によって違う。

藤田会長

特に今近藤委員が言われたように、建築確認について以前は使用建築住宅課で指導主事の判でできていたのが、今はそうではなくてほとんど民間業者も入ってそこで全部下りますから、金額的にはどちらが高い安いは我々も分かりませんが、4階の担当課でも私達の守備範囲以外のところでもありますから、それ以上は何も申せませんというようなことも聞きます。

近藤委員

僕の改良区で担当しているところで何件か出てきてその都度確認はするのですが、やっぱり業者が違うんですよ。新居浜の建築指導課が異議を申し立てれない。法律的に満たしているという状態ですね。何件か

ありました。ただ、当家にとったらそれで最低限の畝順帳通りにやるのかといたら、そこまできついことはしないですね。ちゃんと現行の農道幅は満たして控える。そういうような形はとっていますけどね。申請が出た時点で土地改良区がある程度の申し入れ事項を満たしたら、先に言うておけばある程度の対応はしてくれるのではないかと思うのですが。

藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

藤田会長

17ページをご覧ください。

報告事項「農地所有適格法人の令和元年度事業報告について」です。事務局から報告をお願いします。

管事務局次長

農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人の事業報告については第4番の1件でございます。

第4番、(5-1)さんから農地所有適格法人報告書提出され、事業要件については平成31年度途中からの事業開始であったため今回の報告におきましては売上無しとなっておりますが、今後の売上のすべてが農業売上となる見込みであること、その他農地法で定める農地所有適格法人として必要な要件については、議案書に記載のとおり全ての要件を満たしていることから、農地所有適格法人として適正に運営されていることを事務局にて確認いたしましたので、報告させていただきます。

藤田会長

ありがとうございました。

18ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時35分から総会を再開いたします。

(休憩)

藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議案の審議に入ります。

それでは、総会資料1ページをご覧ください。議案第1号の「新居浜市農業施策に関する意見書について」を上程いたします。事務局から提案説明をしていただきます。事務局をお願いします。

谷口農政係長

それでは、資料についてご説明いたします。

意見書の提出につきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項において、「農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等の利用の最適化の推進に関する施策を企画立案し、又は実施する関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。」と定められております。

この法律に基づき、第23期委員としての任期の最後に3年間の委員活動の総括として、本市農業の活性化と発展のため、市長に意見書の提出を行うものです。

内容につきましては、第29回、第33回及び第34回の総会において協議いただいたものをまとめております。農政関係資料2ページをご覧ください。意見

書の前文で、意見書を提出する趣旨を説明しております。3ページをご覧ください。ここからは、意見書の本文となります。1、担い手の確保と育成、2、地産地消の推進と食育の充実、3、有害鳥獣対策支援策の強化、4、計画的な農業生産基盤整備の実施、以上4項目についてです。詳細は各自でお目通しください。

今後の事務の流れとしましては、本日、この意見書について承認をいただき、今後、市長と日程調整を行い、意見書の提出を行いたいと思います。また、提出にあたっては、役員が市長室に出向き提出するのが慣例となっておりますので、今回もそのようにしたいと考えております。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。議案第1号「新居浜市農業施策に関する意見書について」只今、提案説明がありました。このことについて何か御意見、御質問などございますか。はい、近藤委員。

近藤委員

3ページの方で担い手の確保と育成というところなのですが、十分に読みきれてはいないのですが(2)後継者対策で市の農業振興担当職員を増員し、JAやその他の農業組織に頼らない農業施策を検討すること、このあたりをどのように分離してやることを考えているのか見えにくいのですが、それと(4)の農作業の請負事業の立ち上げ、JAの共同機械利用者部会は受託のみであるため、小さい部落ごとに実施できるよう補助金等を検討すること、このあたりが具体的に想像できないのですが、このあたりを教えていただきたいのですが。

藤田会長

これをまとめてくれた班のところ皆さんが言ってくれたところを事務局の方で並べてくれているのですが。

近藤委員

実際問題こんなことが可能なのですか。JAとタイアップした形の方がやりやすいという考えを前から持

っているのですが。

藤田会長

私も個人的に、市の方に担当職員を増員してといたしますがなかなか厳しいし、とにかく関係機関が一つになっていろいろ取り組んで行ってもらわないと、その時に例えば市の担当課が旗を振る役をすとかそういうように思いますけど、別はなかなか難しいと思います。

近藤委員

僕は、真逆のことを言っているような気がして仕方がないんですけど。本当に可能なのですか。

曾我部委員

(2) ですね、J Aやその他の農業組織に頼らない農業施策、これは今までおんぶにだっこではないかというのが皆さんの意見だと思います。何かできないかという、市に出してください、そしたら検討しますと大体そういうような答えなのです。だからそうではなくて、J Aその他の今でなくても市の方から何とかこれだけの費用でこれをしましようということを考えてくださいよ。それを言っているんですねこれは。

藤田会長

私は個人的には無理だと。機関的に営農推進会議とかもやっているのではないかと、そういった中で何を検討、協議をしているのだと、そのへんの中身を濃くしていかななくてはいけない。それと、関係機関が一つになって立ち上がって行かないといけないと個人的には思います。

曾我部委員

他の行政のことを比べてはいけないのですが、市がどんどんやってJ Aがついて行っているというところもあるわけなのですよね。それは確かに農業地帯でもあるし、そうかもしれませんけども新居浜市は工業都市で農業なんかはと思われたら困ると。

藤田会長

農業政策、農業が分かる職員を強く育ててほしいと、以前は農村の職員さん、農家出身の方だとかよく居たのですが今は全くそういった方がおいでにならない、そういった中でも新居浜市の産業ですから農業を

分かる人を育ててください、作ってくださいとはよく言うのですけどね。今、低下している中で役所の人達が角度を変えた見方から発想したことと、県のいろいろな関係機関とか、一番実働的なことをやっていただくのは農協組織であろうと、農協の皆さんと一緒にいろいろな考えてその地にあった農業振興策を立ててほしいと、それに対してのお金とかなどは行政、口も出すがお金も出さなくてはいけない。地域や市民が喜ぶためにやって行くべきではないかと思います。

曾我部委員

(2) はそれでいいと思います。ただ(4) は僕もよく意味が分からないですね。小さい部落ごとに実施できるよう補助金とはどういうことですか。

藤田会長

はい、合田委員。

合田委員

私は前々から農業支援グループのようなものを作ってマンパワーが必要なところに応援に行くというような制度を作ったらどうかというのは思ってきました。高齢化になりお百姓をやりたいと思っても今までは嫁と二人でできていたけど、嫁ができなくなった、一人でしなくてはいけなくなった。一人でやるには力が足りないと、そんなところからお願いを受けたら支援に行く、そしたらもう少し頑張れる方もいるのではないかと。頑張れる方が増えたら放棄地も多少は少なくなってくるのではないかと、そういうように高齢者のパワーを有効に活かせるような仕組みを作れないだろうか。そういう意味では請負作業ではないのですが支援部隊のような組織を作ってもらえるといいのではないかと思います。

藤田会長

援農組織というか、そういうことを取り組んだらということですか。

合田委員

そうです。機械だったら共同機械とかありますけど、マンパワーを確保するという制度があってもいいのではないかと。

藤田会長

(4) の農作業の請負事業ではなくて、援農事業、組織の立上げとかにしたらどうですか。

近藤委員

補助金というのを除けて、せっかくある共同機械の運営が減っているの、農協自体のオペレーターというのかこの部会、これらをもう少し考えたことにすればもっとやり方があると思うのですが。ここらは、共同という形を好みますね。一部の請負をやっている業者、認定農家が大きくやっているところなんかはぶつかるかもしれませんが、JAと役割分担をしてやっていけば上手くいくと思うのですが。

藤田会長

補助金というところをカットして、小さい部落も支所単位ではなくてというように思われていると思うのですが、そこまで小さくしなくても、例えばこの辺のあたりで地域ごとに検討するとか、実施するとか。

曾我部委員

共同機械利用者部会を市を挙げて支援をしてくれというのが大事なのですよ。

藤田会長

共同機械の利用者部会も最初の平成5年の補助事業で始めたやつが、地域ごとに上手くできている所と、厳しい所があるのでそういうところも含めて全体を営農組織も1つだから、そういうところもいろいろしてほしいと、それで補助金と書くのは不資格なので地域を上げての実施に向けての検討とかいうようなこと。

合田委員

細かい地域一体にというのは僕は同感で賛成するのですが、新居浜市全体で考えてもその時その年の環境とか人間関係とかありますので、できたら集落とかそういうところで応援部隊、協力者は別に農業をしている人だけでもいいのですが、地域の住民を組織化して何か応援できるような組織にしたらよいのではないかと。あまり地域エリアを広げるとそれぞれの特徴があると思うので私は小さい方がいいと思います。

曾我部委員

(4) 番削除したらどうですか。

藤田会長

今は共同機械利用者部会ありますからその辺はもう少し検討してこれから外すという方が3年後にもこれ毎年もできるのですが、以前と大まかなことは変わってなくて、中については今回の方が細分化をしている書いているのですが、今回は今いわれるように、大きいよりいいか、小さいよりいいかとありますので、基の業務全てではないかのかと思うのですが。

曾我部委員

(2) と (4) と足して直したらどうですか。

近藤委員

(2) 農業組織に頼らないというのは何ですか、と僕は疑問なのですが。

藤田会長

頼らずに一緒になって農業施策を推進してほしいと。

近藤委員

分断していったら上手くはいかないでしょう。具体化で進めていかないと。

藤田会長

一緒にしていかないと絶対に無理です。

近藤委員

一体化でやらなくてはいけないところに、頼らないといったら余分な組織を作っておこなうだけでしょ。皆共倒れに向くような話ばかりになります。やはり、共同で生き延びるとか、共同でやりましょうと言っていることに対して国政と違う事を考えていたらいけないと思います。

藤田会長

(2) の認定農業者への支援として、国、県に頼らない市独自の補助金の支援を創設し、農業者の生産意欲の拡大を積極的に図ること。その下の文言に対しては掲げないとカットして、下の今いわれているところは入れない。だけど後継者対策もいろいろやってほしいと。他に (2) (3) (4) についていかがですか。

合田委員

(2) の市の農業振興担当職員を増員する、これはいいのかどうか分かりませんが、例えば農業後継者、認定農家の人は補助金を受けるために面積を増やしたいと、そういう状況が出てきたと、その時にその土地というのは中間管理事業にかかる農地でないといけない

と、そういう条件が付いた時にほとんどの場合は農業委員もそうですし、個人のところで調整しなくてはいけない。市がどれだけのことをやってくれているかという、お互いに借りたいと、貸したいとこの貸したい人は中間管理事業に賛同するという条件を民間の人は段取りするわけですよ。できた物を新居浜市の職員が書類上作成するだけの話で、実際に中間管理事業に提供する土地を獲得するという、そういう汗は全然かかなくて、人間が少ないからそうなんです。中間管理事業をやりなさい、利用しなさいと言ったって働いてくれる人はいないですね。新居浜市の職員だったら時間が作れるわけであって増やしてくれたらもっと中間管理事業でも賑やかになるかもわからないです。そういう点ではもう少し農業に気合を入れる職員を輩出してほしいと思います。

寺尾委員

いろいろ皆さん意見あるって言っていますが、次々と言っていたら最初からの練り直しになるでしょうから、これ再度班ごとに集めて練り直したらどうですか。作ったあと個々に意見が違ってくるのですからこの意見書というのは皆の意見の集約ですから個々に出してきたら終わりが無いと思います。具体的に言えば組織を作るとするのが無理であれば削除するということですね。決めとかなないとまた事務局の方で作るといったら大変な作業かと思います。

合田委員

私が言いたいのは増員するという言葉そのものは、そういう意味のことがあってもおかしくはないと思います。

藤田会長

いろいろ話をしていくとなかなかまとまらない、次については6月の総会で最終的な議決をいただくということで、6月で意見をまとめて6月もしくは7月には決めたい。各自、意見を足したり消したりして6月までに出してほしい、そしたら事務局の方でまとめる

ことができますので。これが叩き台で、農業委員会は
何をしているんだと言われますので、それでよろしい
でしょうか。

各委員

はい。

田坂委員

これは、あくまでも市への要望ですよね。それを明
確にしておいてください。

藤田会長

はいそうです。新居浜農業の活性化と発展のために
我々はこういった意見書を市に提出するものですから。
6月の会にかけるためには5月25日（月曜日）
までにはそれぞれの意見を出してほしい、それをまと
めてまた6月の会にお渡ししますので、皆さんに賛同
するとおっしゃる方は事務局の方へ連絡しておいて下
さい。よろしいでしょうか。

各委員

はい。

藤田会長

以上をもちまして、第38回新居浜市農業委員会総
会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

藤田事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員